



Near Consulting

ニア・コンサルティンググループ 雇用関係助成金（雇用保険事業）活用案内



社会保険労務士法人ニア・コンサルティング

はじめに

助成金・補助金について

助成金、補助金、奨励金などと様々な名称で呼ばれるものが存在していますが、明確な定義や区分はありません。ただし、雇用保険事業など厚生労働省等が所管するものを「**助成金**」と呼び、それ以外、たとえば経済産業省等が実施するものを「**補助金**」と定義することが多くなっています。

「**助成金**」は、人材の雇い入れや育成など雇用に関する目的のものが中心で、要件を満たせば受給できる可能性が高いです。

「**補助金**」は、新技術・研究開発や起業など政策に合わせてさまざまな目的で実施されており、採択件数や金額が予め決まっているものが多く、申請したからといって必ずしも受給できるわけではありません。

助成金も補助金も、国や地方公共団体（民間の団体で行っているものもあります）から**政策に基づき**支給される、原則返済する義務のないお金です。当然、財源は公的な資金から出されるものですので、誰でももらえるわけではなく、申請や審査が必要になり、一定の資格が必要な場合もあります。

助成金・補助金の考え方

助成金・補助金は、企業が何らかの取組みを行う際にかかる経費を補助または助成するものです。原則として計画に沿った取組みが求められます。

したがって、事業計画（取組みに対する計画）がないと制度を活用することは難しくなります。

一方で、助成金・補助金の獲得を目的とした事業計画を策定すると、事業そのもののやりにくさが生じたり、チャンスを逃したりする可能性もあります。

私たちは、補助金・助成金獲得を目的とするのではなく、本来の意味で企業が発展することを目的とした助成金・補助金活用の支援を行っています。



私たちの助成金活用支援の特徴

助成金活用の効果を重視

私たちは、雇用関係助成金（雇用保険事業）の活用を通じて、企業の成長に直結する人材育成、労働環境改善、労働生産性向上等の取組みについて考えるきっかけにすることを提案しています。

助成金がもらえる要件を満たすことはもちろんのこと、助成金の取組みを行った結果、企業がどのように変わるのか徹底的に検討します。

例えば、定年延長の取組みに対する助成金について活用する場合、定年延長の影響により高齢労働者の労働条件をどのようにするのか、労働生産性は維持できるのか、維持するために労働環境をどのように整備するのかなど、検討しなければならない事項が多数生じます。

助成金を受給することを一義的な目的とするのではなく、あくまでも企業や組織の成長を目指します。

適切な労務管理を支援

雇用関係助成金を利用するにあたっては、労働関係法令の遵守が求められます。

労働時間管理や賃金の支払方法などについて現状を確認し、必要に応じて適法な形に整備することとなります。

この適法な労務管理について、私たちが支援いたします。

助成金だけでなく補助金活用可能性を提案

雇用関係助成金を活用する目的は企業や組織の成長のためです。

したがって、雇用関係助成金に限らず、国の補助金や自治体独自の補助金・助成金を活用して企業の成長が実現できる場合においては当該制度の提案をいたしております。

私たちは、社会保険労務士のほか、行政書士および中小企業診断士により幅広い制度対応が可能です。



助成金共通要件

雇用関係助成金を申請するにあたっての各助成金に共通の要件をご紹介します。
その他、各助成金には詳細な要件がありますのでご確認ください。

受給できる事業主

- ❑ 事業所が雇用保険に加入していること
- ❑ 支給のために審査に協力すること
- ❑ 審査に必要な書類等を整備保管していること
- ❑ 審査に必要な書類等を審査機関等より求められた場合に応じること
- ❑ 審査機関等の実地調査を受け入れること
- ❑ 申請期間内に申請を行うこと
- ❑ 労働関係法令に違反していないこと
 - ❑ 適切な労働時間管理が行われている
 - ❑ 適切な賃金の支払が行われている
(割増賃金の支払等を含む)
 - ❑ 適切な労働契約を締結している
 - ❑ 適切な労働保険・社会保険の手続きを行っている

受給できない事業主

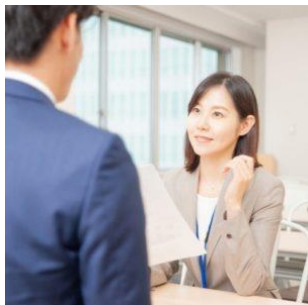
- ❑ 偽りや不正行為によって助成金を受け、または受けようとして取消処分を受け一定期間を経過していない
- ❑ 不正受給に関与した役員等がいる
- ❑ 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である
(著しい滞納をしている)
- ❑ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託する営業を行っている
- ❑ 暴力団等との関わりがある
- ❑ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している
- ❑ 不正受給が発覚した際に都道府県労働局等が実施する事業主名等の公表について、あらかじめ承諾しない



申請までの流れ

助成金申請までの私たちの支援は次のとおり行っていきます。

①初回面談



助成金の活用にあたり、初回面談において次の内容を確認または説明いたします。

- ・ご依頼者様の新たな取り組み
- ・助成金制度が活用できる可能性
- ・助成金制度活用の流れ など

②ご契約



事前に弊社から御見積書等を提示し、報酬額の説明をいたします。初回面談の内容と合わせてご理解いただいた上で、ご契約いただきます。なお、初回面談や契約前において、いつでもお断りいただいて結構です。（売込行為は一切いたしません。）

③必要書類のご準備



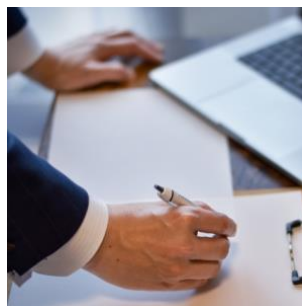
賃金台帳、労働契約書、就業規則、出勤簿等、助成金申請に必要な書類のご準備をお願いいたします。助成金制度により必要な書類は異なります。これらの準備書類については、弊社が丁寧にご説明いたします。

④効果とリスクの検討



助成金を活用した場合の効果とリスクを検討します。具体的な検討事項について、弊社より提示するとともに、必要な情報提供をいたします。

⑤申請書類作成



④で検討した結果を踏まえ、弊社が申請書類を作成いたします。

⑥申請



所轄の申請窓口に対して弊社が申請を代行して行います。



報酬額

雇用関係助成金の報酬は原則として次いずれかになります。

いずれも助成金を受給した後のお支払いとなります。

また、下記にかかわらず最低報酬額を30,000円（税込33,000円）としています。

サポート契約※をいただいているみなさま

助成金受給金額×10%
(+消費税)

左記以外

助成金受給金額×15%
(+消費税)

※サポート契約（顧問契約）は、労務管理等を毎月継続的に提供するものです。
詳細はお問い合わせください。



ご利用いただくことのメリット・デメリット

私たちをご利用いただくことの主なメリット・デメリットをお伝えいたします。

■ メリット

雇用関係助成金だけでなく補助金等の制度活用の可能性が広がります。

⇒ 国の補助金や自治体独自の補助金・助成金についても提案いたします。

⇒ 社会保険労務士とともに、行政書士および中小企業診断士が支援いたします。

■ デメリット

労働関係法令が遵守されていない場合、ご依頼をお受けすることができません。

⇒ 労働関係法令に違反した事実を隠すなどして助成金を受給した場合には罰せられる可能性があります。

⇒ 現状で適法な労務管理ができていない場合、適法な労務管理の整備をご支援いたしております。



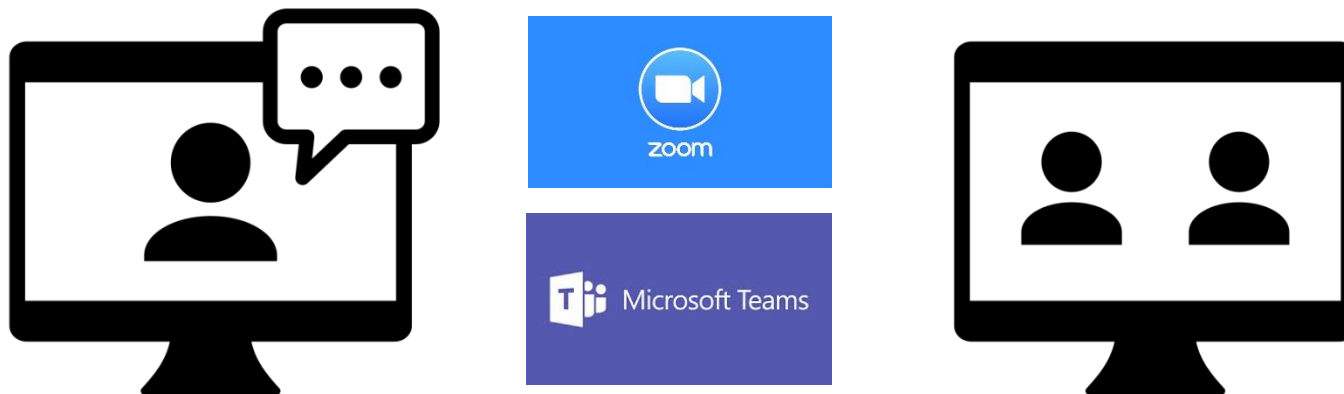
遠方のみなさまへの対応【電子申請対応】

リモートでのお打合せ

遠方のみなさまについては、リモート会議により打合せ対応いたしております。

リモート会議に不安がある場合は、リモート会議のレクチャーをいたします。（この機会にリモート会議を使うことができるようになります。）

★なお、対面に対応しなければならない事由が生じた際には訪問いたします。



※原則としてZoomまたはTeamsを使用しております。

電子申請対応

申請・届出窓口への対応は、原則としてすべて電子申請で対応いたしております。
遠方の窓口であっても問題ありません。



ご契約までの流れ ★売込はいたしませんのでご希望の場合にはご連絡いただけますでしょうか。

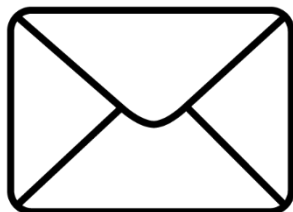
1. 本資料をご理解いただき、お取引をご希望のみなさまは、大変お手数ですが電話またはメールにてその旨をお知らせください。
2. ご連絡を受け、契約書を送付いたします。契約内容をご確認の上、署名等をお願いいたします。

1



電話番号

024-525-0205



メール

info@near-consulting.jp

※弊社ホームページの問合せフォームをご利用いただいても構いません。

2





中小企業診断士・行政書士・社会保険労務士

佐藤 巨人 (さとうなおと)

ニア・コンサルティンググループ

ニア・コンサルティング株式会社

行政書士法人ニア・コンサルティング

社会保険労務士法人ニア・コンサルティング

福島県福島市生まれ

名古屋商科大学大学院マネジメント研究科修了（MBA経営学修士）

2003年に行政書士・社会保険労務士佐藤巨人事務所（現在 行政書士法人ニア・コンサルティング、社会保険労務士法人ニア・コンサルティング）を開業し、中小企業の起業・運営や人事労務管理、補助金・助成金申請等の支援業務に従事。その後、NPO法人設立・運営支援のため「特定非営利活動法人NPOコンサルティングオフィス東北」を設立し、副理事長に就任する。2009年には、経営コンサルティング会社「ニア・コンサルティング株式会社」を設立し、代表取締役を務める。また、2011年からは「労働保険事務組合労務サポート福島」の会長として中小企業の労働保険事務に従事する。2013年に中小企業診断士となり、コンサルティング部門を充実させ、組織開発コンサルティングや事業計画策定支援事業を展開するなど活動の幅を広げる。福島県中小企業診断協会理事（県北支部長）。



**雇用関係助成金活用支援ご希望のみなさま
下記まで電話またはメールでお申込みください。**

**ニア・コンサルティンググループ
行政書士法人ニア・コンサルティング
社会保険労務士法人ニア・コンサルティング
ニア・コンサルティング株式会社**

【福島オフィス】

〒960-8252 福島県福島市御山字田中22-7

T e l : 0 2 4 - 5 2 5 - 0 2 0 5

F a x : 0 2 4 - 5 2 5 - 0 2 0 6

【仙台オフィス】

〒981-1106 宮城県仙台市太白区柳生二丁目28-4

T e l : 0 2 2 - 3 9 3 - 6 7 1 0

F a x : 0 2 2 - 3 9 3 - 6 7 1 1

M a i l : info@near-consulting.jp

お気軽にお問い合せください！

